

工事請負契約における円滑な設計変更のための
ガイドライン（案）

令和5年4月

日本下水道事業団

改訂履歴

改訂年月日	改訂理由等
令和2年4月1日	<ul style="list-style-type: none">・初版作成・一部工事で試行を開始
令和3年4月1日	<ul style="list-style-type: none">・一部工事で試行した意見を踏まえ、改訂（打合せ簿の運用方法等）・全工事での試行を開始
令和5年4月1日	<ul style="list-style-type: none">・設計変更協議用打合せ簿の運用（決裁欄）変更

目 次

I. 本ガイドラインの目的	1
II. 設計変更とならないケース	2
III. 設計変更が可能なケース	4
1. 基本事項	
2. 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き（契約書第 18 条第 1 項第 2 号）	
3. 設計図書の表示が明確でない場合の手続き（契約書第 18 条第 1 項第 3 号）	
4. 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き（契約書第 18 条第 1 項第 4 号）	
5. 工事中止又は工事の一時中止の場合の手続き（契約書第 20 条）	
6. 受注者からの請求による工期の延長（契約書第 21 条）	
7. 発注者の請求による工期の短縮（契約書第 22 条）	
IV. 設計変更手続きフロー	20
V. 条件明示について	21
VI. 指定・任意の使い分け	22
VII. 関連事項	24

【参考資料】

- ・設計変更協議用打合せ簿（様式）
- ・設計変更協議用打合せ簿（参考様式－1、2、3）
- ・設計変更の流れ
- ・条件明示について（国土交通省大臣官房技術調査課 平成 14 年 3 月 28 日国官技第 369 号通知）
- ・指定・任意の正しい運用について（発行：（財）日本建設情報総合センター、監修：国土交通省大臣官房技術調査室、総合政策局建設施工企画課）

I. 本ガイドラインの目的

日本下水道事業団（JS）は、地方公共団体等の要請に基づき、下水道の根幹的施設を整備するため、毎年、数多くの工事を実施している。

下水道施設の工事は、地形、地質、天候などの自然条件や騒音、振動、交通の確保、維持管理上の制約などの社会的な制約条件の中で建設されることから当初契約の施工条件には不確定要素が含まれるという性質を有している。

このため、これら工事は、実際の現場条件を勘案して設計図書を作成し工事が発注されるが、工事の進行により現場の施工条件が実際の現場と異なるなどの状況から、設計変更がしばしば発生している。

設計担当職員や工事監督職員は、契約書の条文他、関連契約図書に基づき、どのような場合設計変更が可能なのか、逆に設計変更できない理由はなぜなのか等について、十分に理解していることを前提として、自主施工の原則を踏まえ、施工条件が変わった時点などで適切な設計変更を行うことになる。

発・受注者双方が設計変更の必要性、内容や変更金額等を十分共有・同意せず、あいまいなまま工事を進めてしまうと、後日大きなトラブルとなる。

このようなリスクの回避に向け、本ガイドラインは、JS 職員及び受注者双方が契約書を十分理解の上、設計変更等の手続きを円滑に進めることを目的としている。また、平成 26 年 6 月に一部改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の基本理念や「日本下水道事業団工事請負契約書」（以下「契約書」という。）等の条文を踏まえ、設計変更を行う際の発注者及び受注者双方が留意すべき事項や設計変更が可能であると思われる例を示すことで、工事請負契約における公正性、透明性の向上を図ることを目的としている。

本ガイドラインでは、設計変更に関するルールのかなりの追加点として、「設計変更通知」などの設計変更手続き以前に、また、変更工事の現場着手させる以前に、発・受注者間で「設計変更協議用打合せ簿」を取り交わすことを規定した。

また、契約書第 1 条に基づく受注者の自主施工や裁量を必要以上に制限しないために、条件明示の考え方や指定・任意仮設の正しい運用について、改めて注意を促している。

なお、本文記載の事例は、あくまで参考例であって、実際は個々の工事現場の状況を踏まえ、設計変更が行われるものである。

II. 設計変更とならないケース

【基本事項】

◆下記の場合は、契約書上の手続きが行われていないため設計変更できない。

(1) 書面によらない協議の場合

注) 受注者は、契約書第 1 条第 5 項や一般仕様書の条文に基づき、設計変更の協議は必ず書面で行わなければならない。緊急時他、やむを得ず口頭で申し出て、発注者の口頭での同意を得て工事を進めた場合でも、後日すみやかに変更を必要とする根拠資料等を作成し、発注者と協議を行わなければ設計変更は認められない。

- (2) 契約書に定められている所定の手続きを経していない場合（契約書第 18～25 条、土木工事一般仕様書 120～122 条、建築工事一般仕様書 119～121 条、建築機械設備工事一般仕様書 119～121 条、建築電気設備工事一般仕様書 119～121 条、機械設備工事一般仕様書 116～118 条、電気設備工事一般仕様書 1.1.15～1.1.17 等）。
- (3) 発注者と協議をしているが、合意して結論を得ない時点で施工を実施した場合。
- (4) 設計図書の明示事項において、発注者との「協議」を行わず独自に変更して施工した場合（本来、設計図書に適合しないものは、成果として引き受けることはない）。
- (5) 設計図書に条件明示のない事項は、発注者と「協議」を行わず独自に判断して施工でき、設計変更は原則行われない（設計図書に条件明示のない事項は、受注者の責任において受注者が独自に判断して施工されるものであり、現場の施工条件の変更や特段の変更の必要性等が認められない限り、設計変更とはならない）。なお、施工計画書の提出は必要である。

◆下記の場合は、契約書上の手続きを経たとしても設計変更できない。

- (6) 「承諾」又は「施工承諾」で施工した場合。
- (7) 受注者が自らの都合により、発注者の仕様を上回る品質、規格、施工方法等を採用した場合。

◆その他設計変更できない場合

- (8) 発注者の意思によらず客観的に見て、軽微であり設計図書の変更又は訂正をせずに施工を続けても支障がない場合。
- (9) その他、発注者と協議した結果、設計変更の必要性が認められない場合。

※「承諾」（又は慣例的に「施工承諾」とも言う。）

受注者自らの都合により施工方法等について監督職員に同意を得ること。

⇒設計変更不可

※「協議」

発注者と書面により対等な立場で協議し、合意して結論を得ること。

⇒設計変更可能

注1) 契約書第27条（臨機の措置）については別途考慮する。

注2) ここで言う「承諾」、「協議」の定義は、日本下水道事業団土木工事一般仕様書等における定義に設計変更の可否の点から、補足して説明したものである。

III. 設計変更が可能なケース

1. 基本事項

原則、契約書第 18 条第 1 項第 1～5 号による事実を発見し、監督職員と書面による協議等が行われ、必要があると認められるとき（同第 18 条第 4 項）に設計変更が可能である。

これらに加え、下記のような場合においては設計変更が可能である。

- ① 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。
- ② 契約書第 19 条に基づき、発注者の都合により設計図書の変更を通知した場合。
- ③ 受注者の責によらない工事の中止（一部）、工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

(1) 設計変更の原則と全般的留意事項

- ① 契約書第 1 条第 1 項及び第 3 項に基づき、受注者は当初契約図書に明示された定めを除き、受注者の責任（受注者の自主的施工）により工事目的物を完成させる義務を持つ。
このため、当初入札・契約時に明示した設計図書、施工条件等に何らかの相違が生じない限り、受注者は当初の契約金額をもって工事を完成させる義務があり、請負代金額の変更は生じない。このことは変更契約時も同様である。
- ② 当初設計の考え方や設計条件を再確認し、どのような設計図書、施工条件等に相違が生じたのかを認識して、設計変更「協議」にあたる。
- ③ 設計図書とは契約書第 1 条により図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書であり、数量計算書は設計図書ではない。このため数量計算書内で算出されている数量は、設計図書に明示がない限り契約数量ではないことに留意する。
- ④ 当該事業(工事)での変更の内容・必要性を明確にし、「受注者からの請求又は受・発注者間の協議に基づく場合」は受注者が、「追加工事など発注者の都合により指示をする場合」は、発注者が変更の根拠資料を作成し、設計変更は契約書第 18 条又は第 19 条に基づき書面で行う（規格の妥当性、変更対応の必要性、妥当性(別途発注ではないか)を明確にする）。

- ⑤ 「設計変更通知」以前、また、その変更工事の現場着手させる以前に、必ず「設計変更協議用打合せ簿」を受注者と取り交わすものとする。

★契約書（抜粋）第 18 条、第 19 条

（条件変更等）

第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第 19 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(2) 変更工事の現場着手前に取り交わす書面

設計変更通知等の設計変更手続きを行う以前、また、その変更工事を受注者に現場着手させる以前に、必ず「設計変更協議用打合せ簿」による協議を行う。

① 追加工事など発注者の都合による指示の場合

- 1) 発注者から指示を行い、設計変更手続きを行う前に受注者に変更工事を現場着手させる場合は、工事着手までに必ず書面「設計変更協議用打合せ簿（参考様式-3）」にて指示を行う。
- 2) 「設計変更協議用打合せ簿（参考様式-3）」には、変更内容による変更見込み概算額を記載する。
- 3) 記載する変更見込み概算額は、直接工事費ベースとし、百万円単位を基本（変更見込み概算額が百万円以下の場合は十万円単位）とする。

② 受注者からの請求又は受・発注者間の協議に基づく場合

- 1) 受注者からの請求又は受・発注者間の協議に基づき、設計変更手続きを行う前に受注者に変更工事を現場着手させる場合は、工事着手までに必ず書面「設計変更協議用打合せ簿（参考様式-2）」で協議の上、「設計変更の対象とする」又は「設計変更の対象としない」旨を記載する。
- 2) 受注者が契約書第 18 条第 1 項による確認の請求を行う場合は、「設計変更協議用打合せ簿（参考様式-1）」で通知することとする。なお、変更内容が比較的小規模と想定される場合や当初設計で明示された項目の数量の小規模な変更等の場合は、変更を必要とする理由、内容と必要性、実績資料等を作成し、発注者と協議することでこの通知を省略可能とする。

③ 工期末などに契約数量と実施数量の差などを精算する場合

- 1) 工期末などに契約数量と実施数量の差などを精算する場合は、総括的な工事実施数量精算根拠資料等による協議を可とし、「設計変更協議用打合せ簿」の取り交わしは省略してもよい（ただし、大規模な数量の変更を除く）。

④ 臨機の措置（契約書第 27 条）等やむを得ず口頭合意で工事を施工した場合

- 1) やむを得ず口頭協議で同意し工事を進めた場合、受注者はすみやかに変更を必要とする根拠書類等を作成し、「設計変更協議用打合せ簿」で監督職員と協議する。

★（参考）変更見込み概算額について

- ・ 「設計変更協議用打合せ簿」に記載する変更見込み概算額については、あくまでも概算額による「参考値」であり、後日の契約変更額を拘束するものではない。
- ・ 契約変更時の請負代金額は、新規工種の場合を除き、当初契約時の落札額が考慮される。
- ・ 新規工種の定義は、下記、日本下水道事業団「（公表用）土木工事積算基準・標準歩掛 第12章」（発行：（一財）下水道事業支援センター）等による。

★参考：日本下水道事業団【土木工事積算基準・標準歩掛】第12章より（抜粋）

請負代金額の変更について

1) 当初契約工種の変更について

当初契約工種の直接工事費及び共通仮設費積上げ分は、積算額に落札率を乗じた調整額を設計額とする。

設計額＝調整額＝積算額×落札率

落札率＝契約額÷工事予定価格（契約時点で決定することとする。桁数は規定しない。）

2) 当初契約工事のない新工種の追加について

当初契約工事のない新工種を追加する場合は、積算額を設計額とする。

設計額＝積算額

3) 工種の区分

工種の区分については以下のとおりとする。

・流入渠工 ・処理施設工 ・ポンプ施設工 ・放流渠工・場内整備工 ・場内配管工
・開削工 ・推進工（管径・工法別） ・シールド工（管径・工法別） ・マンホール設置工

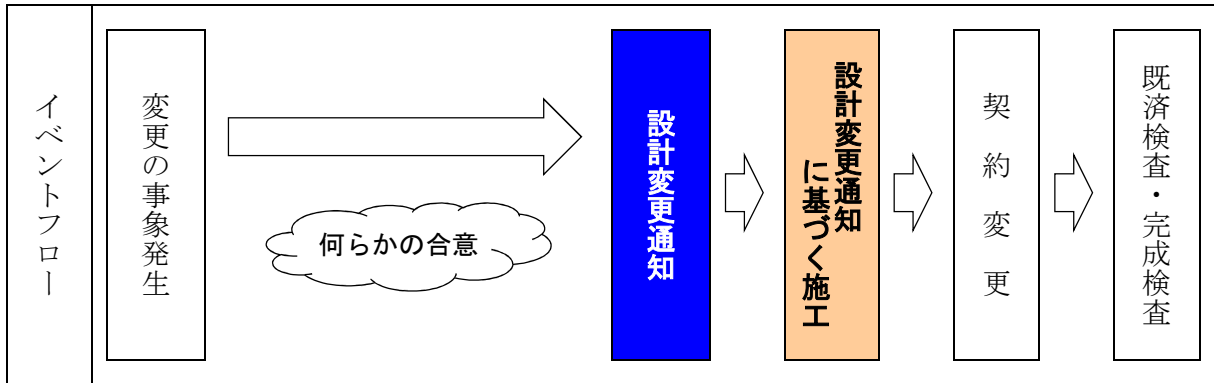
★（参考）「設計変更協議用打合せ簿」の取扱いについて

- ・ 電子メール等を利用して記載内容について関係者間で事前に調整し、合意後に押印する。なお、基準日は発議者が電子メール等を利用した日を原則とする。
- ・ JS-INSPIRE 上での「設計変更協議用打合せ簿」の取扱いは、「紙」とする（協議完了し捺印後、スキャンして電子データに変換し、JS-INSPIRE に登録（契約関係書類と同様の扱い））。

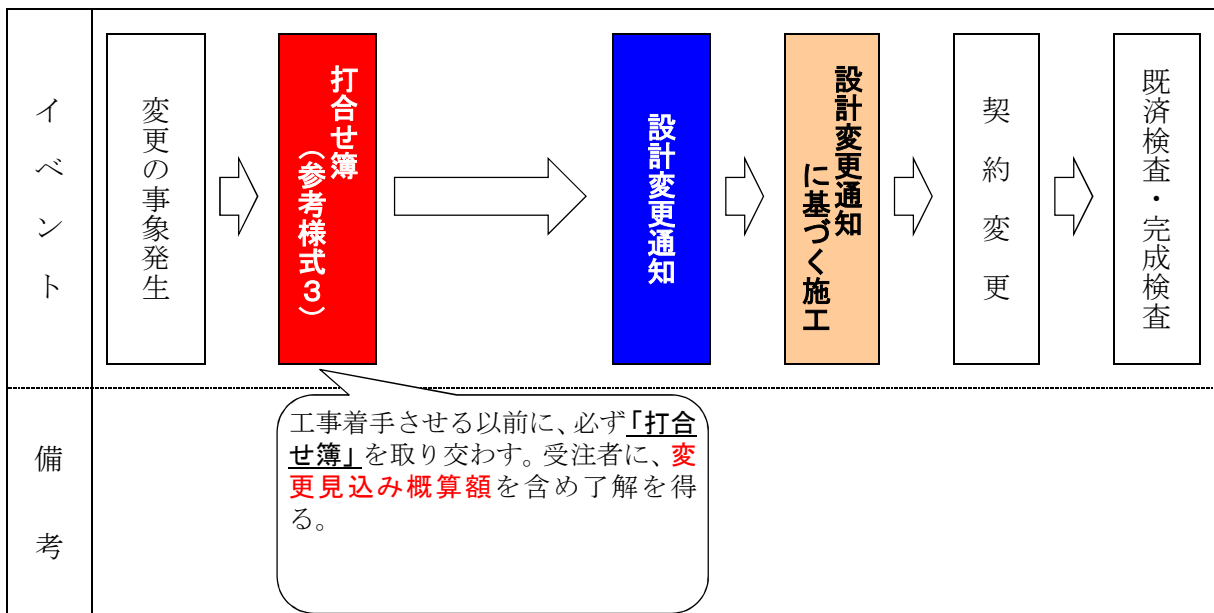
★「いままで」と「これから」の契約変更手続きに関するイベントフローと注意事項

～追加工事など発注者の都合による場合（参考様式-3）～

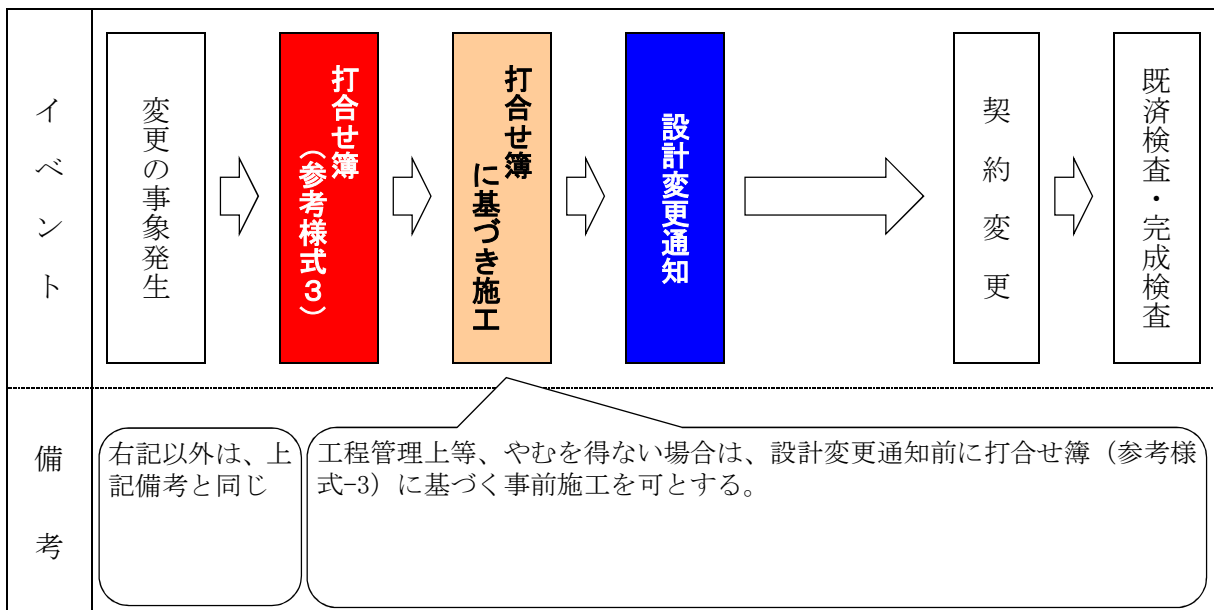
いままで（従来）行われていた変更工事の一例



これからの契約手続き

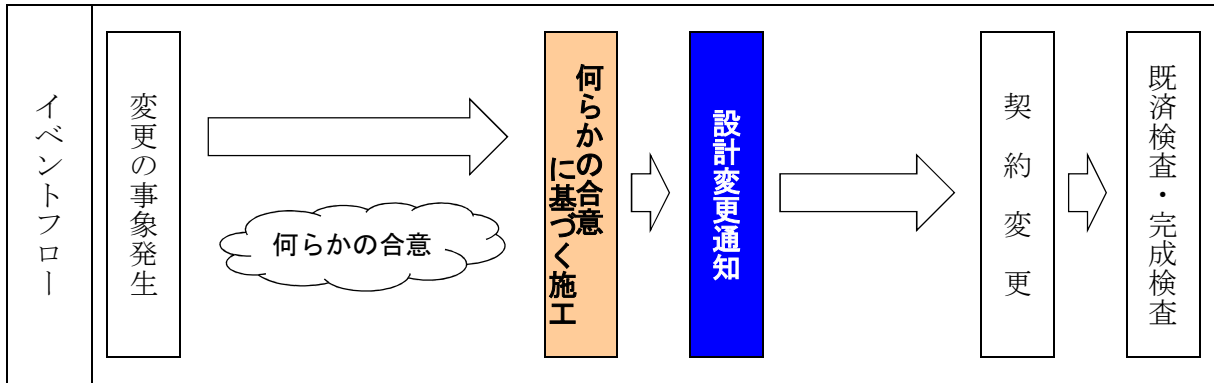


同上（やむを得ず設計変更通知前に施工させる場合）

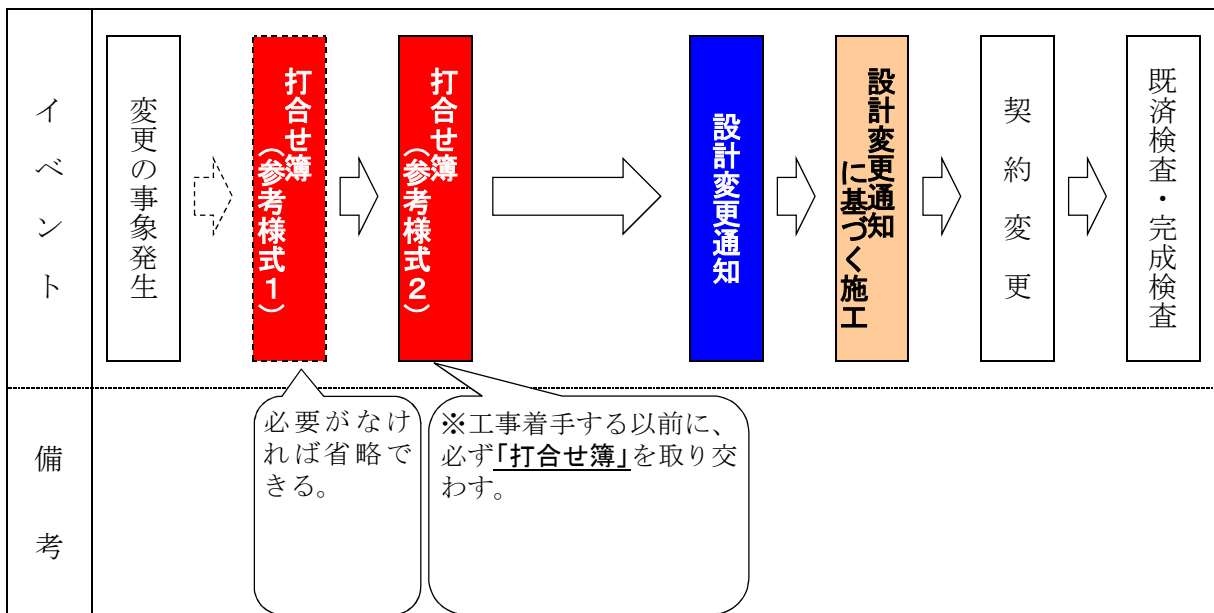


～受注者からの請求又は受・発注者間の協議に基づく場合（参考様式-1、2）～

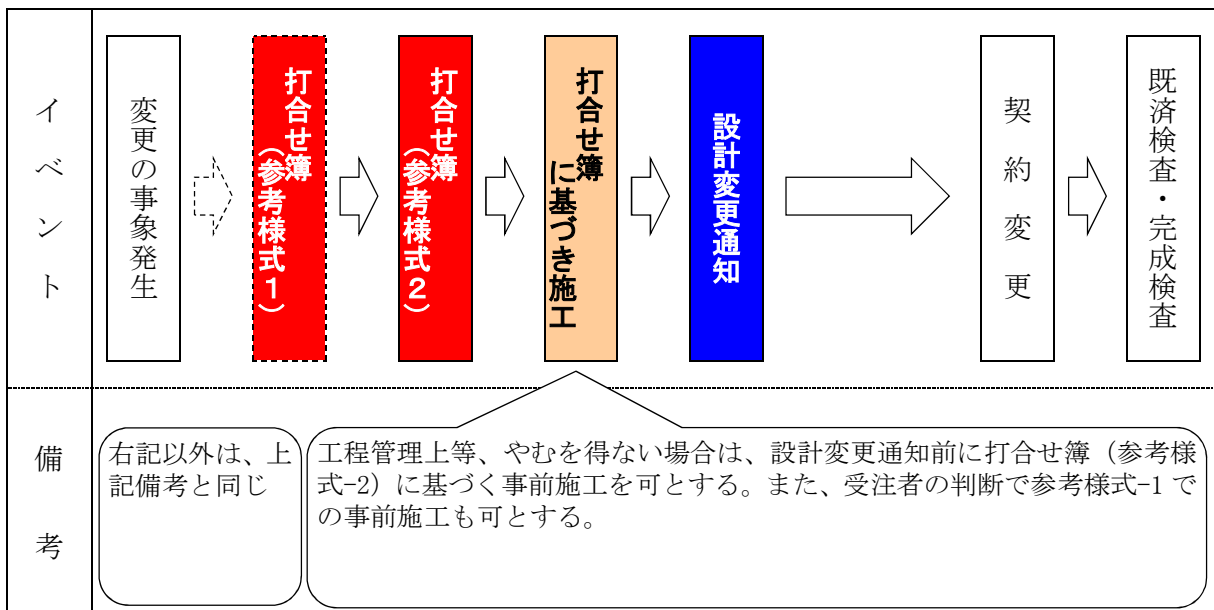
いままで（従来）行われていた変更工事の一例



これからの契約手続き



同上（やむを得ず設計変更通知前に施工させる場合）



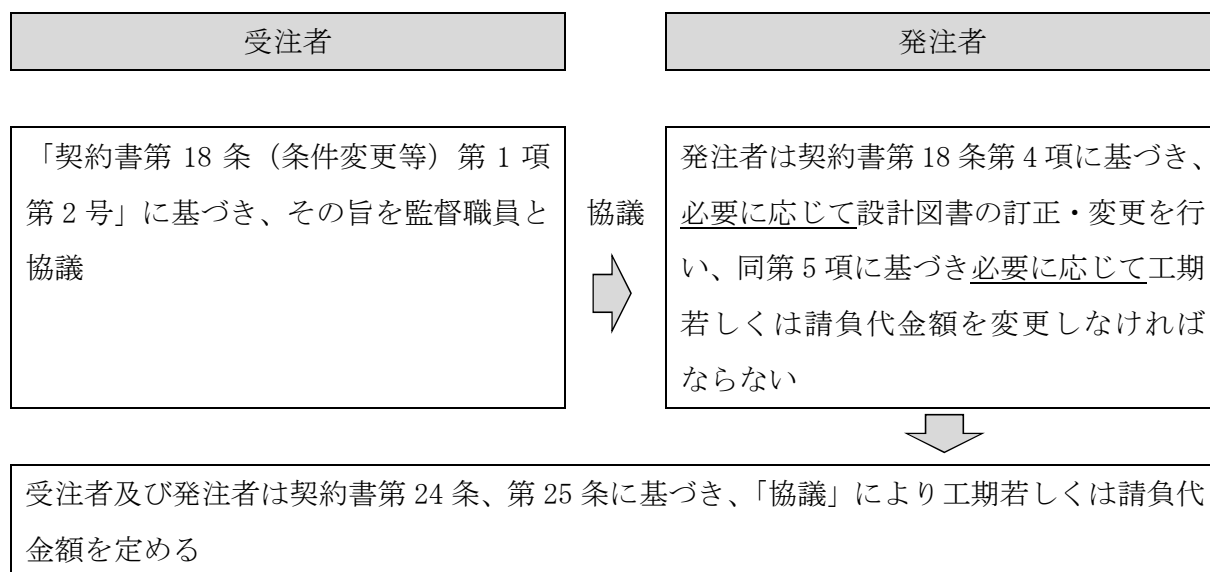
2. 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き（契約書第 18 条第 1 項第 2 号）

受注者は、工事の着手にあたり、設計図書の照査を行い、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、確認の結果、誤りが認められる場合は、発注者は設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらふべきである。

※参考：土木工事一般仕様書第 103 条 他

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。



ex.

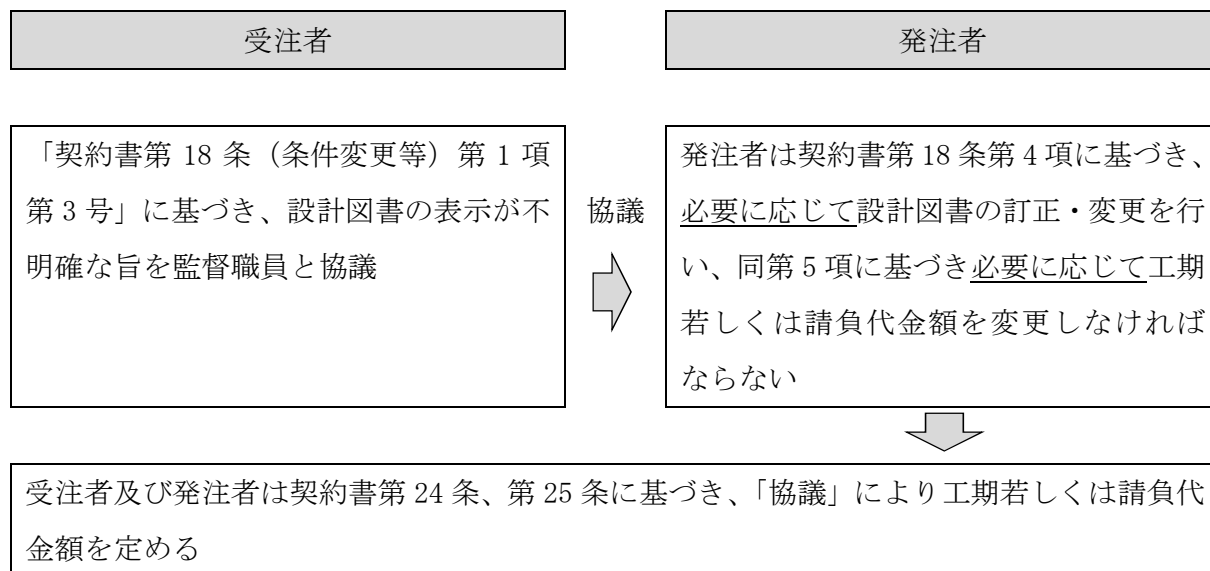
- (ア) 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- (イ) 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- (ウ) 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない場合
- (エ) 条件明示する必要がある場合にも係わらず、反応タンク内の堆積汚泥の除去に関する条件明示がない場合
- (オ) 条件明示する必要がある場合にも係わらず、施設停止の可否に関する条件明示がない場合

3. 設計図書の表示が明確でない場合の手続き（契約書第 18 条第 1 項第 3 号）

- ① 設計図書の表示が明確でない場合とは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合、必要に応じて設計変更の協議を行う。
- ② 設計図書には適切に施工条件が明示されなければならないが、施工方法等、原則明示することのない仮設について明示する場合は、受注者の創意工夫や自主施工の原則を損なわないよう表現上留意する（契約書第 1 条第 3 項）。
- ③ 設計図書に明示されない施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき、甲・乙協議できる（契約書第 18 条 1 項 5 号他、下記等参考）。

※参考：「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第 7 条第 7 号

設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

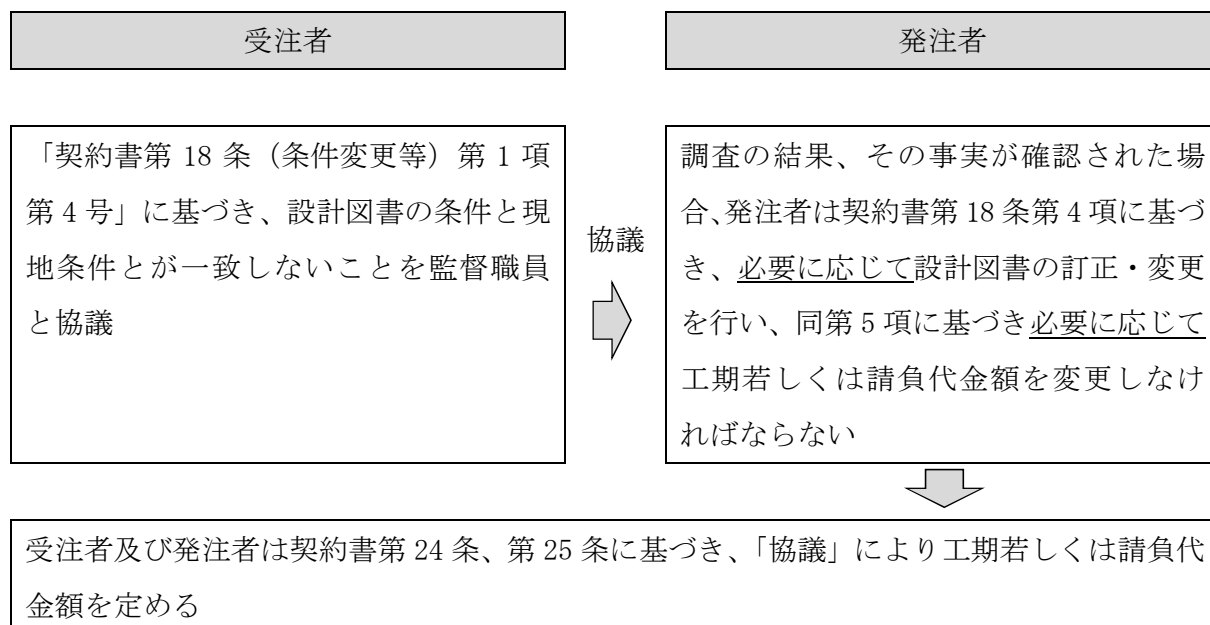


ex.

- (ア) 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- (イ) 洗浄水配管を設けるとの記載はあるが、具体的な仕様の明示がなく、数十メートル先からの配管が必要となる場合
- (ウ) 配管保温の記載はあるが、具体的な仕様の明示がなく、現場条件から客観的に見て、特別な凍結対策が必要となる場合
- (エ) 「必要なもの一式」等の記載はあるが、具体的な仕様の明示がなく、想定外の過度の施工が必要となる場合

4. 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き（契約書第 18 条第 1 項第 4 号）

自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水等の状態、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無等が挙げられる。また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工事用道路、通行道路、工事に関する法令等が挙げられる。

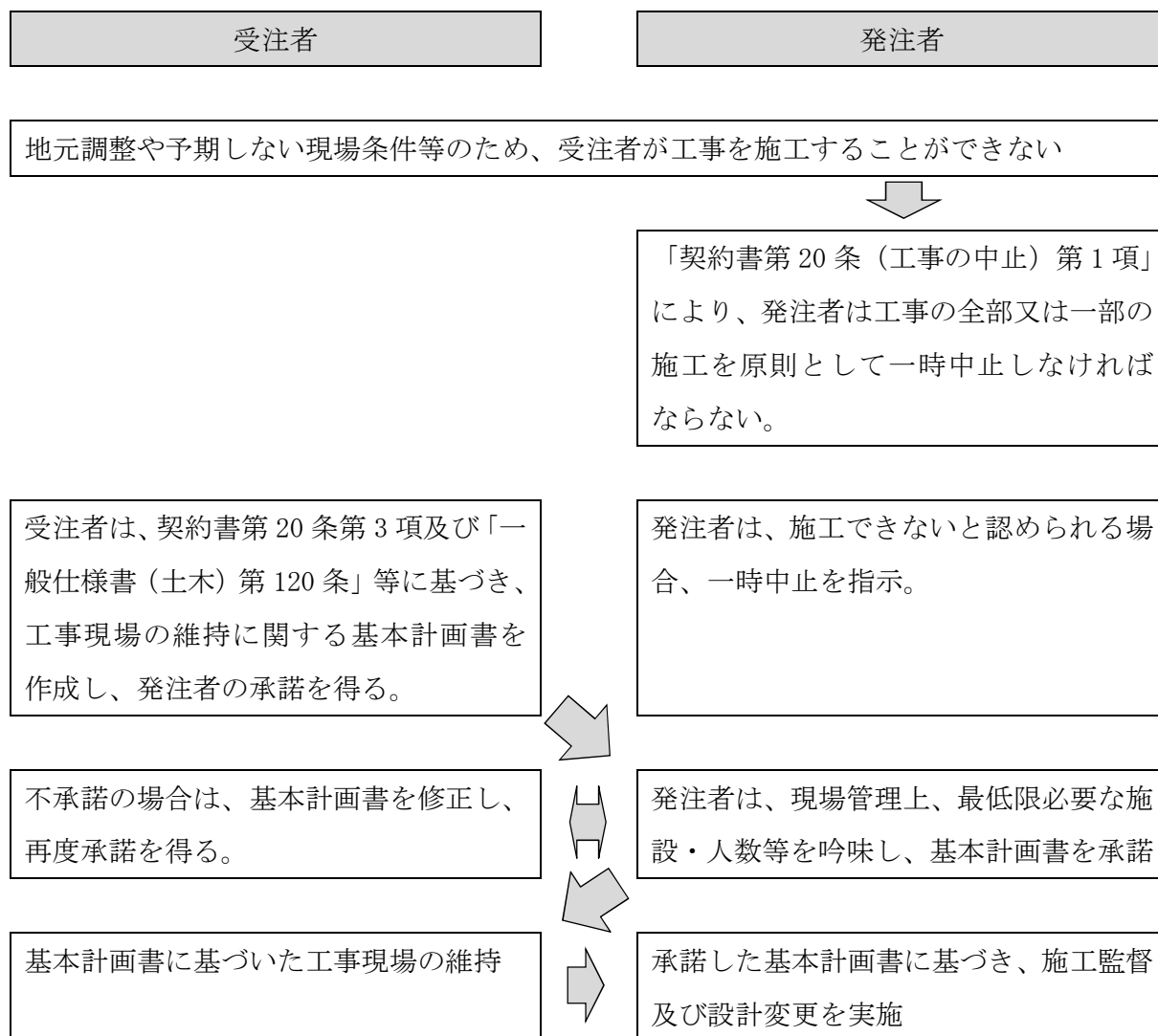


ex.

- (ア) 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- (イ) 設計図書に明示された地下水水位が現地条件と一致しない場合
- (ウ) 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
- (エ) 設計図書に明示された防食塗装の既設駆体補修の内容が現場条件と一致せず、当初設計を大幅に超える断面修復等が必要となる場合
- (オ) 設計図書に明示された施工方法が現地条件と一致せず、現場条件から客観的に見て、別の工事仮設備が必要となる場合
- (カ) 設計図書に使用可能と明示された既存設備が実際には使用できず、新たに代替仮設備が必要となる場合
- (キ) 設計図書に再利用と明示された部品が実際には老朽化のため使用できず、新たに購入若しくは製作する場合

5. 工事中止又は工事の一時中止の場合の手続き（契約書第 20 条）

工事用地の確保ができない等のため、又は自然災害又は人為的な事象であって、受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き



※参考：土木工事一般仕様書第 120 条 他

3. 基本計画書の作成

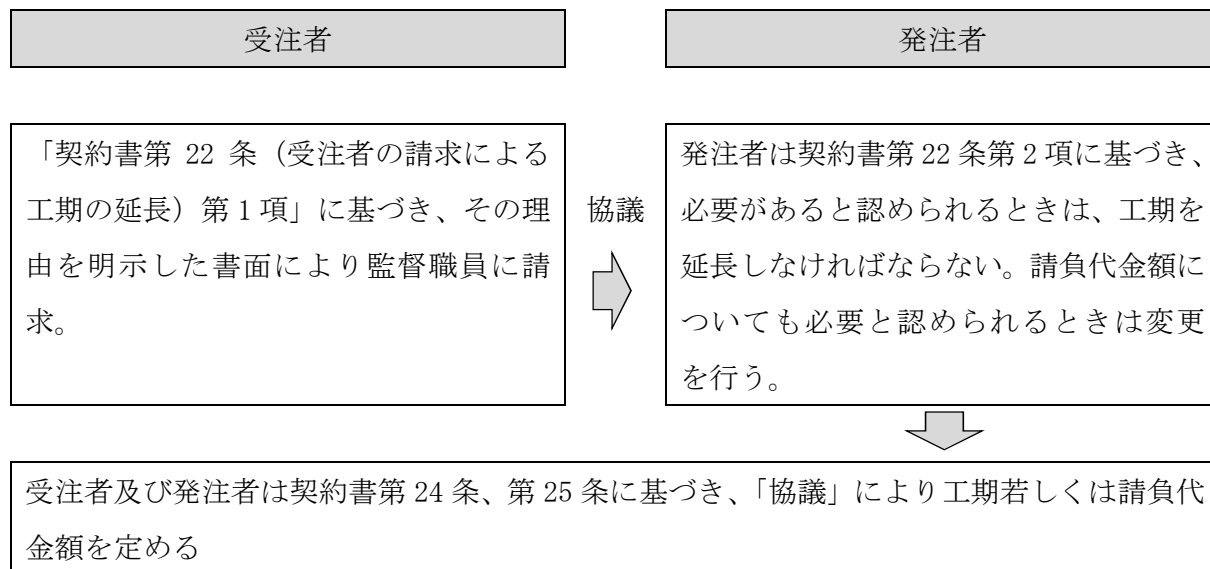
前 1 項及び 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備えて工事現場を保全しなければならない。

ex.

- (ア) 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- (イ) 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- (ウ) 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じ、工事が施工できない場合
- (エ) 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- (オ) 予見できない事態が発生し(地中障害物の発見等)、工事が施工できない場合
- (カ) 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合
- (キ) 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合
- (ク) 受注者の責によらない理由(災害、地元調整等)で、現場への機器搬入が困難となった場合
- (ケ) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行ができない場合

6. 受注者からの請求による工期の延長（契約書第 22 条）

受注者は、天候の不良、関連工事の調整への協力（契約書第 2 条）、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

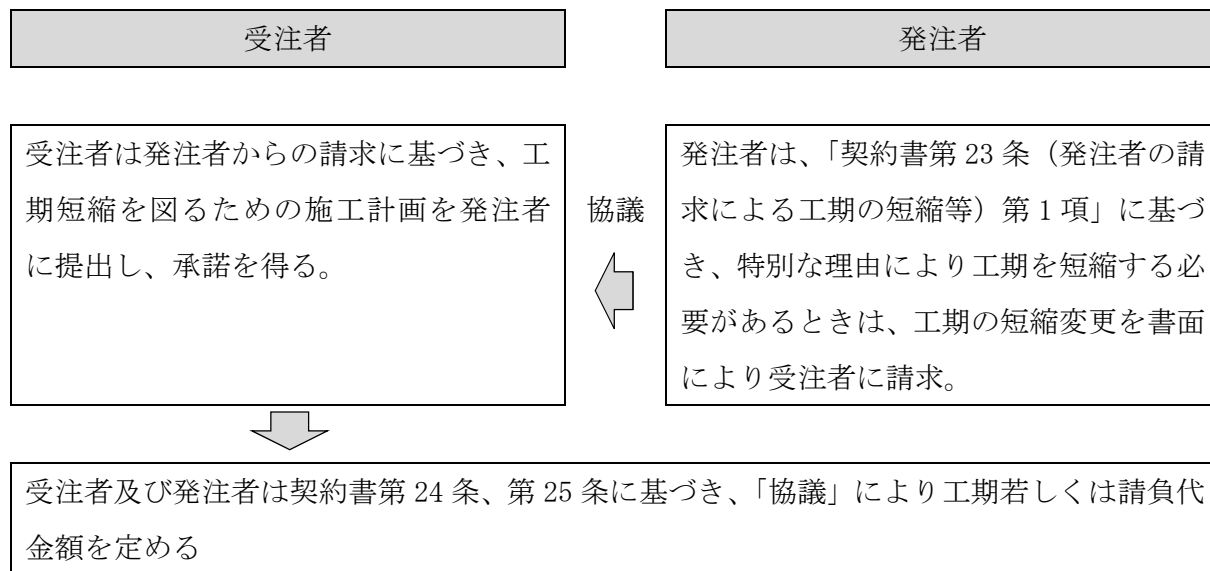


ex.

- (ア) 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- (イ) その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

7. 発注者の請求による工期の短縮（契約書第 23 条）

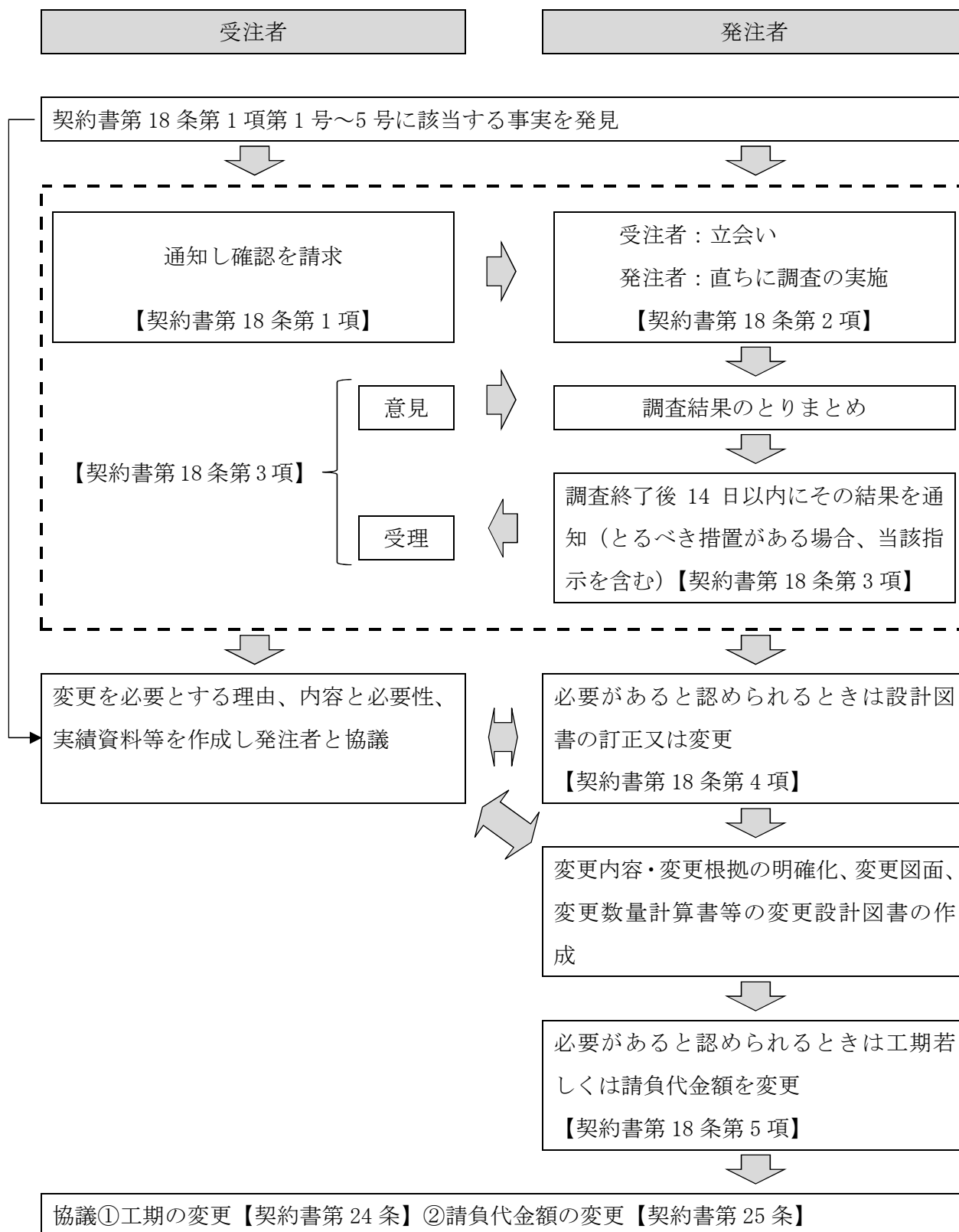
発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。



ex.

- (ア) 工事一時中止にともない工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合
- (イ) その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

IV. 設計変更手続きフロー



※上記、[]内の手続きについては、現地で監督職員が直接目視により確認すべきと考えられる場合や、設計変更の程度が大きく請負金額に大きな影響を及ぼすことが想定される場合、等を想定している。変更内容が比較的小規模と想定される場合や当初設計で明示された項目の数量の小規模な変更等の場合は、随時、変更を必要とする理由、内容と必要性、実績資料等を作成し、発注者と協議することでこの通知を省略可能とする。

V. 条件明示について

設計図書の中で明示された施工条件は契約条件となる。明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

なお、条件明示項目は「条件明示について（国土交通省大臣官房技術調査課 平成 14 年 3 月 28 日国官技第 369 号通知）」を参考とする。

URL : <https://www.mlit.go.jp/common/001068298.pdf>

VI. 指定・任意の使い分け

【基本事項】

指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ① 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う（契約書第1条第3項）。なお、指定は、同条同項の「特別な定め」に相当する。
- ② 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象とならない。
- ③ ただし、指定・任意ともに当初契約時の想定と現地条件、施工条件が異なることによる変更は行う。
- ④ 任意とする仮設、施工方法であっても、発注者が入札参加者の参考として、設計図書内に、発注者が想定する規模・内容等を参考に明示する場合がある。この場合は、〈参考図〉、〈参考仕様〉等の表示をすることで任意と定義することとし、入札参加者が任意であることを容易に判別できるようにする。

なお、〈参考図〉、〈参考仕様〉等を表示する場合は、設計図書ではない旨をその図中や特記仕様書に記載する。設計書においては、単位は「式」、数量は「1」と表示する。

※指定と任意の使い分けについては、「指定・任意の正しい運用について」（発行：（財）日本建設情報総合センター、監修：国土交通省大臣官房技術調査室、総合政策局建設施工企画課）を参考とする。

URL：http://www.jacic.or.jp/topics/2012051501/pdf/about_shitei.pdf

【自主施工の原則】

契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の一切の手段、仮設物等は受注者の責任と裁量の範囲で行われる。

※契約書第1条第3項

「仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）についてはこの契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。」

【参考図、参考仕様を添付する際の記載方法について】

以下のようなコメントを添付するものとする。

※本工事の設計図書内で参考図、参考仕様と記載のある図面、仕様、条文等については、受注者の施工の参考として添付したものであり、発注者の定める設計図書ではない。このため、参考図、参考仕様は、設計変更の対象とならない。

VII. 関連事項

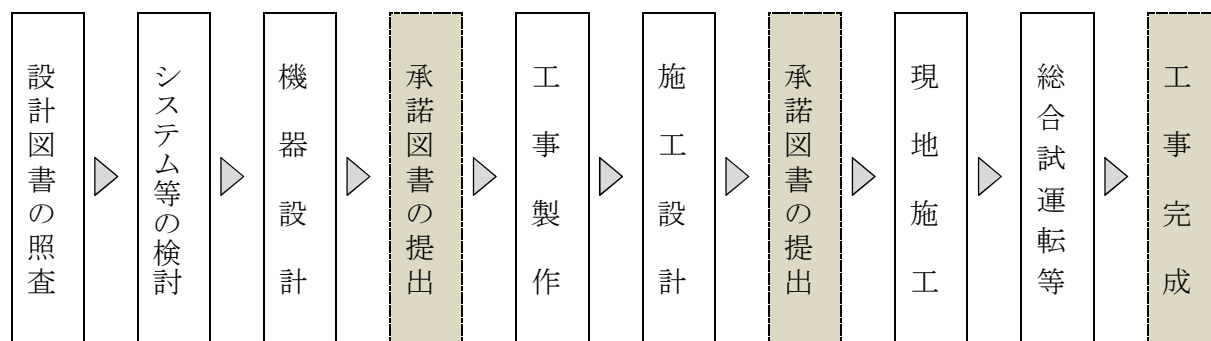
【承諾図書の協議における設計変更手続き】

機械・電気設備工事では、設計図書において機器や施工に係る詳細仕様を規定していない場合が多いため、受注者は機器設計製作において「機器設計製作図」及び施工設計において「施工設計図書」を承諾図書として発注者に提出する。

その過程において、契約書第 18 条第 1 項に該当する設計変更の対象となる事項が判明した場合には、設計変更に係る協議事項として打合せ簿等の書面による手続きを行う。

※契約後の概略フロー

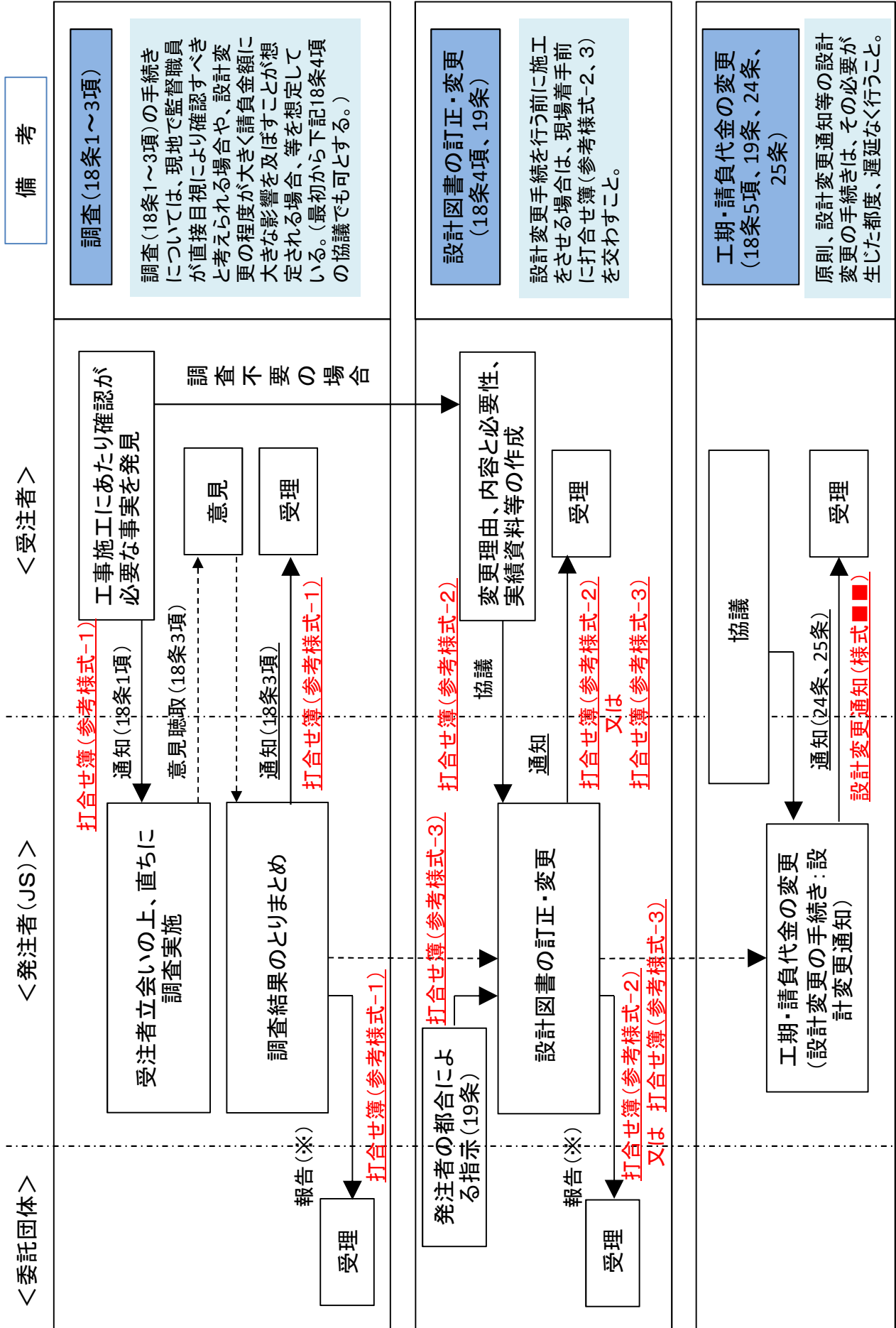
機械・電気設備工事における契約後の概略フローは下記の通りである。いずれの作業過程においても、契約書第 18 条第 1 項に該当する場合はすみやかに協議を行う。



なお、機械・電気工事においては、一般仕様書等（機械設備工事一般仕様書第 149 条等）で受注者は自社でシステム設計を行い承諾図書を提出することから、承諾図書提出時に設計変更が生じた場合は、「設計変更協議用打合せ簿」による協議も同時に行うこと。

参 考 资 料

【参考】設計変更の流れ



3-2 「条件明示について」（平成14年3月国土交通省）

国官技第369号
平成14年3月28日

各地方整備局企画部長
北海道開発局事業振興部長 へ

国土交通省大臣官房技術調査課長

条件明示について

国土交通省直轄の土木工事を請負施工に付する場合における工事の設計図書に明示すべき施工条件について、「建設省技調発第24号」（平成3年1月25日付け）に補足追加し、明示項目及び明示事項（案）をとりまとめたので参考にされたく通知する。

なお、「条件明示について」（平成3年1月25日）建設省技調発第24号は廃止する。

記

1. 目的

「対象工事」を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

2. 対象工事

平成14年4月1日以降に入札する国土交通省直轄の土木工事とする。

3. 明示項目及び明示事項（案）

別紙

4. 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

5. その他

- （1）明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき甲・乙協議できるものであること。
- （2）現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により、文書化すること。
- （3）施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

別紙

明示項目及び明示事項（案）

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸欠等々の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1)工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2)搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1)仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 (2)仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3)仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 <p>なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件</p>
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等 3. 支給材料及び管与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

(参考：新旧対象表)
 明示項目及び
 明示事項（案）

明示項目	現行明示事項	改訂明示事項
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、他の工事の開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、特定される施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、その協議内容及び成立見込み時期 4. 他官庁等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、当該条件 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物等の事前調査を必要とする場合は、その調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、 <u>制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</u> 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、 <u>制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期</u> 4. <u>関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲</u> 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7. <u>設計工程上見込んである休日日数等作業不能日数</u>
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、処理の見込み時期 2. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、等	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、 <u>範囲及び処理の見込み時期</u> 2. <u>工事用地等の使用終了後における復旧内容</u> 3. <u>工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</u> 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、 <u>範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</u>
公害関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵等）のため、施工方法、機械施設、作業時間等に制限がある場合は、その内容 2. 工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合は、家屋等の調査の方法、範囲等	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、 <u>排出ガス</u> 等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. <u>水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間</u> 3. <u>濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）</u> 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、 <u>地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</u>
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 発破作業等の保安設備及び保安員の配置を指定する場合は発破作業等に制限がある場合は、その内容	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、 <u>期間</u> 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. <u>交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保安設備、保安員の配置を指定する場合は又は発破作業等に制限がある場合は、その内容</u> 5. <u>有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</u>
工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合は、その経路、期間等 (2) 搬入路の使用及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容 (2) 仮道路の工事終了後の処置（ <u>存置又は撤去</u> ） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容 3. 工事のため、一般道路を占有する場合は、その期間及び範囲	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、 <u>使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</u> (2) 搬入路の使用及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容 (2) 仮道路の工事終了後の処置（ <u>存置又は撤去</u> ） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度にわたり使用する場合は又は他の工事に転用若しくは兼用する場合は、その内容・期間 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を明示する場合は、その内容	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、 <u>期間、条件等</u> 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	1. 残土が発生する場合は、残土の受入場所、距離、時間等の処分条件 2. 産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処分条件。 なお、再生処理場又は最終処分場を指定する場合は、その場所、受入条件等	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び <u>仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件</u> 2. <u>建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容</u> 3. <u>建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処分条件。</u> なお、 <u>再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件</u>
工事支障物件等	1. 地上、地下等に占有物件等の工事支障物が存在する場合は、その移設、撤去、防護等の方法、時期及び期間 2. 地上、地下等の占有物件工事と重複して施工する場合は、その内容	1. 地上、地下等への <u>占有物件の有無及び占有物件等</u> で工事支障物が存在する場合は、 <u>支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</u> 2. 地上、地下等の占有物件工事と重複して施工する場合は、その <u>工事内容及び期間等</u>
排水・湧水処理	1. 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容	
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、その工法区分、材料種類、施工範囲、 <u>削孔数量及び注入量等</u>	1. 薬液注入を行う場合は、 <u>設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等</u> 2. <u>周辺環境への調査が必要な場合は、その内容</u>
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での使用の有無、納入場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 工事用電力等を指定する場合は、その内容	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、 <u>期間、保管方法等</u> 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での <u>再使用の有無引き渡し場所等</u> 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、 <u>引渡場所、引渡期間等</u> 4. <u>関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容</u> 5. <u>架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</u> 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7. <u>新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</u> 8. <u>部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</u> 9. <u>給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等</u>

発注者・監督職員の皆様へ

指定・任意の正しい運用について



要 点

土木工事における仮設、施工方法等には、指定と任意の部分があります。発注においては、指定と任意の部分を明確にすることが必要です。任意については請負者が自らの責任において行うものであり、仮設、施工方法等については、その選択が請負者に委ねられています。

発注者、監督職員は任意の趣旨を十分に踏まえ、不必要な指導を行わないようにしましょう。

なお、指定・任意にかかわらず、当初発注時の条件を明示し、将来の設計変更が明確になるよう努めましょう。

■ 指定と任意の定義

指定と任意については、契約約款第一条に基本的考え方が示してあります。

指定とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書のとおり、施工を行わなければならないものです。

任意とは、工事目的物を施工するにあたり、請負者の責任において自由に施工を行うことができるものです。

なお、指定・任意にかかわらず、施工上の条件明示（地質条件、廃棄物処理条件等）はできるだけ明確に行い、設計変更に対応できるようにすることが必要です。

◆指定、任意の考え方◆

	指 定	任 意
設 計 図 書	施工方法等について具体的に指定します (契約条件として位置付け)	施工方法等について具体的には指定しません (契約条件ではないが、参考図として標準的工法等を示すことがある)
施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	請負者の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	行います	行いません
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	行います	行います

参 考

公共工事標準請負契約約款（抄）

（総 則）

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

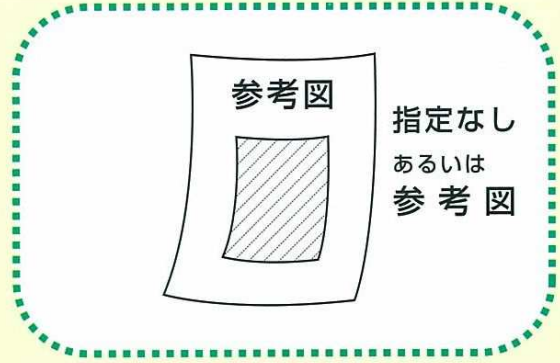
3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

- 注) 1. 参考資料・参考図については、あくまでも見積上の参考であって、設計図書ではありません。
2. 共通仕様書において、施工計画書の扱いは、提出されたものの受理であり、承諾行為ではありません。（積算と異なる工法等であっても発注者が責任を負うものではない。）

指定

任意

設計図書



施工方法の変更



設計変更

設計変更なし



条件変更

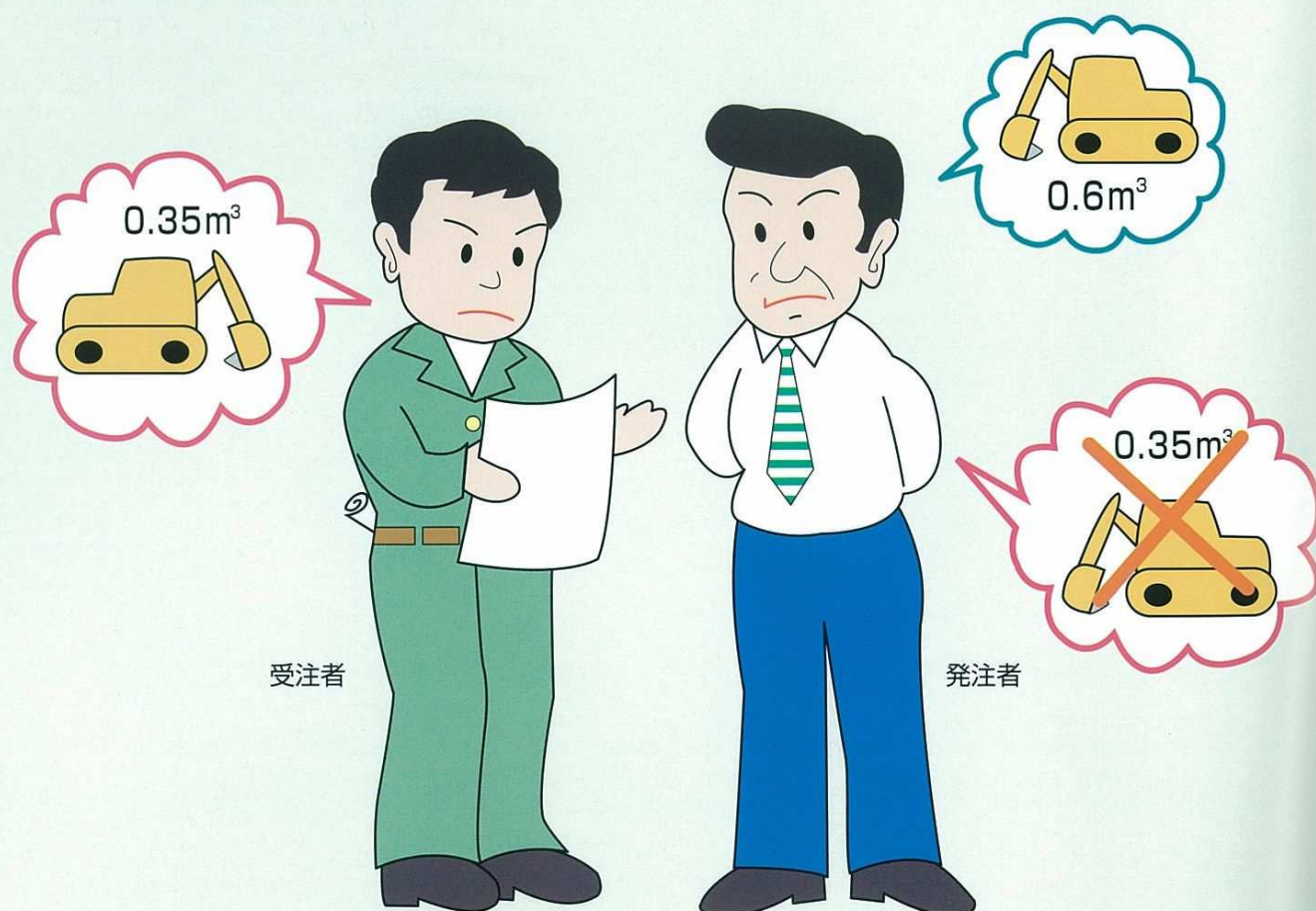


■ 具体例

次のような指導は指定・任意の正しい運用から見ると、**不適切**と考えられます。

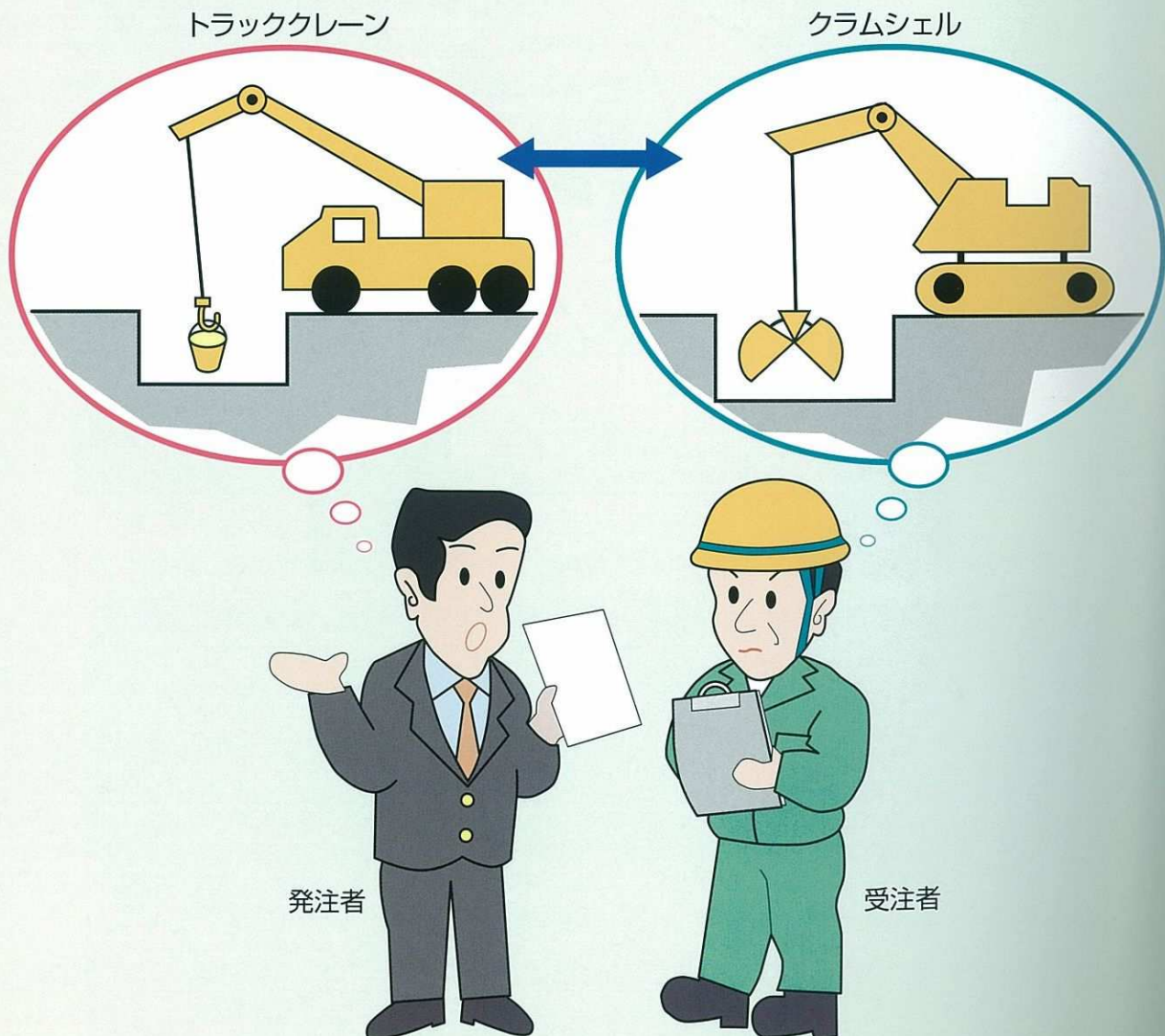
〔例一〕 機械の規格選定に関する不適切な事例

- 機械工事において、バックホウ（ 0.35m^3 級）で施工計画書が提出されたが、積算ではバックホウ（ 0.6m^3 級）を計上しているので、現場にもってくるよう指示した。



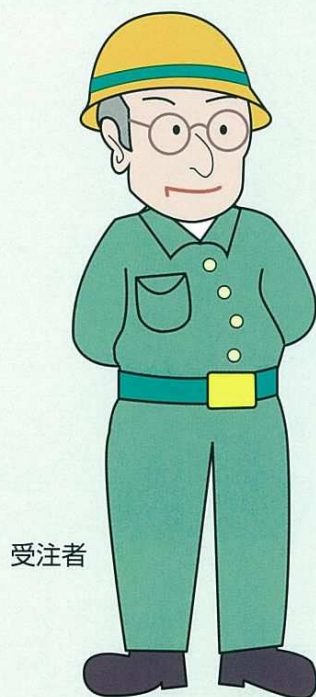
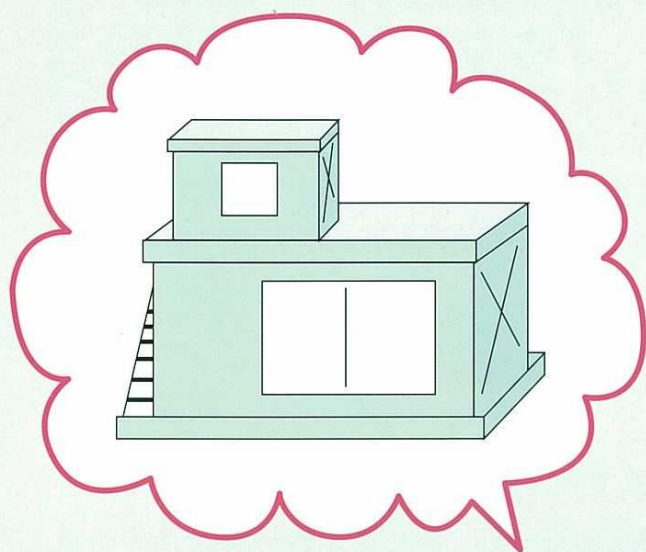
〔例一 2〕 機械の機種選定に関する不適切な事例

- 切梁下の掘削において、特記仕様書には何も明記はなかったので受注者がクラムシェル（0.6 m³級）およびバックホウ（0.45 m³級）にて計画し、施工した。施工中に発注者が、積算がクラムシェルおよび人力施工となっていることを理由に人力施工に変更するよう求めた。
- 下水道工事における小口径深礎工の掘削において、特記仕様書には何も明記はなかったので受注者が油圧式クラムシェル（0.25 m³級、テレスコピック）と人力の併用によって計画した。発注者が、積算では掘削は人力、揚土はトラッククレーン（5 t 吊り）となっているので、このとおり施工するように指示した。



〔例一 3〕 仮設備の選定に関する不適切な事例

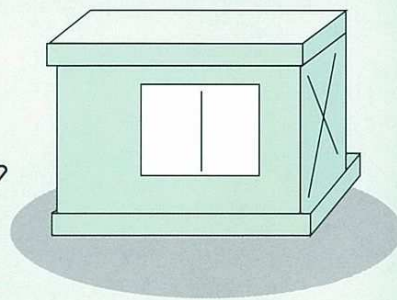
- 都市工事において、受注者が防音ハウス（任意仮設）の検討を行った結果、個々のプラントのスリム化やレイアウトを工夫することによって、発注者が参考図として示していた規模より小さいもので施工可能であった。設計より安くなるという理由で参考図どおりに施工するよう指導した。



受注者

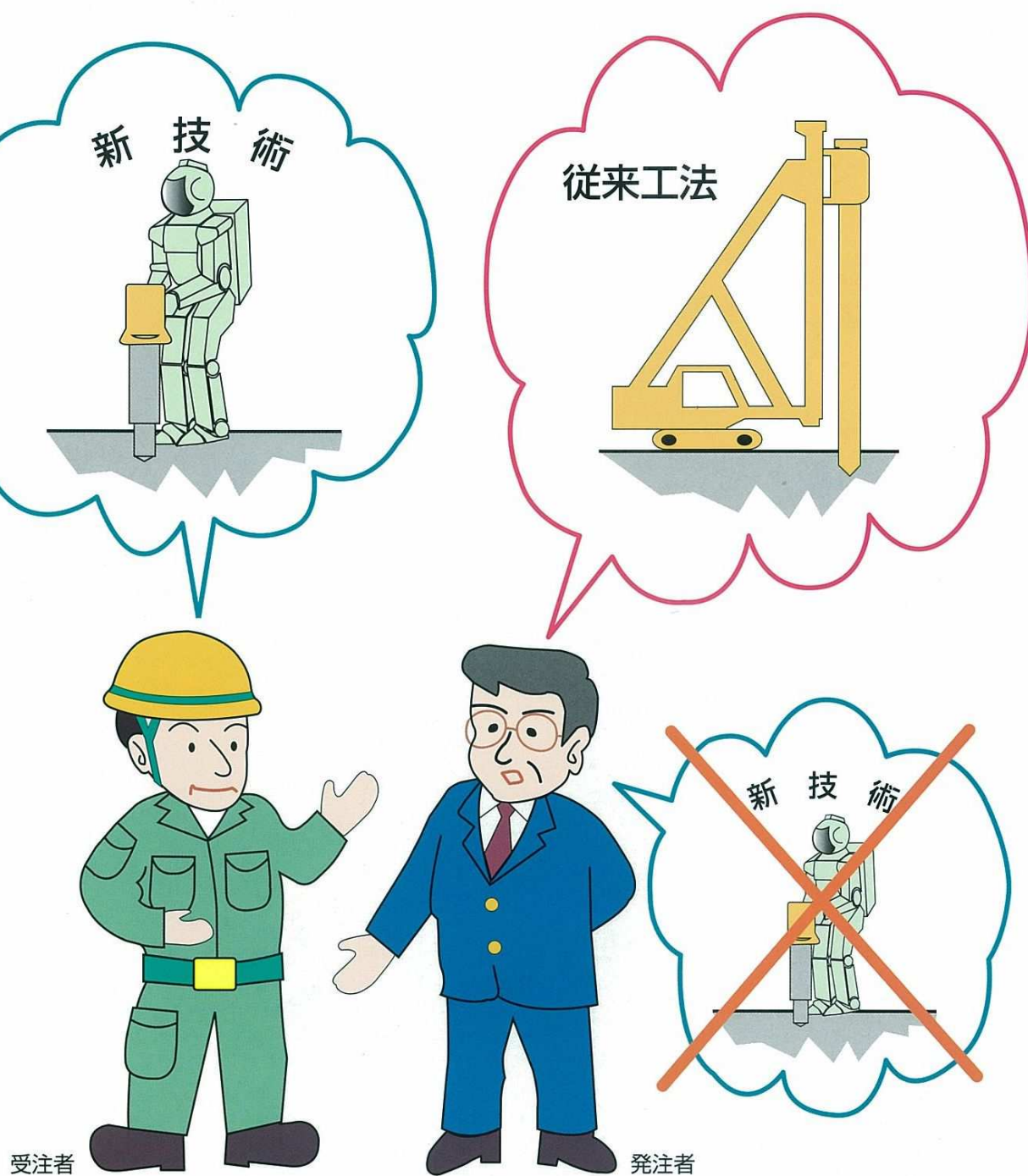


発注者



〔例一 4〕 新技術活用の採用等に関する不適切な事例

- 基礎工や地盤改良工等において、新技術を受注者の企業努力により活用したいとの申し出があった。発注者は新技術を活用したことがなく、積算上の工法で実施するよう指示した。



受注者

発注者

会計検査への対応について

積算は本来、現場条件や実態を反映したものであるべきことが原則ですから、積算の標準化・簡素化を進めている積算基準も、現場条件などによってはその適用の可否を検討する必要があります。

工事を完成する手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、本来請負者の任意に施工することができるもので、積算基準を根拠とした指導や発注者が想定した工法と異なることによる設計変更は適切ではありません。

会計検査においては、積算基準と実態が異なっているのではないかという指摘が行われることがあります。個々の現場で積算基準の適用範囲等が合っているのであれば、基準と実態の乖離があっても問題になることは原則としてありません。

従って、仮に積算と実態の違いがあったとしても、積算の考え方と個々の現場の事情をきちんと説明することが大切です。

任意施工の徹底は、コスト縮減や新技術普及にも効果があります。

なお、技術管理業務の適切な運用を図るために、下記の資料が作成されているので、参考にしてください。

参考図書：

「建設工事施工条件明示の実際」

「公共土木工事設計変更事例集」

「公共土木工事工期設定の考え方と事例集」

「土木工事仮設計画ガイドブック」

発行（財）建設物価調査会

編者（財）日本建設情報総合センター

発行 山海堂

発行（財）建設物価調査会

発行（社）全日本建設技術協会

監修・問い合わせ先：国土交通省 大臣官房 技術調査課
総合政策局 建設施工企画課
電話 03-5253-8111（代）

発行：（財）日本建設情報総合センター
電話 03-3584-2401（直通）